

生活保護法による保護の基準の一部改正について

生活保護法第8条第1項の規定に基づき生活保護法による保護基準が改正され、本年10月1日より適用される旨、厚生労働省より通知があったため以下のとおり報告する。

1. 生活扶助基準見直しの概要

社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という）の検証結果を勘案し、生活保護基準について必要な適正化を図る。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響やエネルギー・食料品を中心とした物価上昇の影響等により、当面2年間（令和5～6年度）は以下のとおり臨時的・特例的な対応を行う。

- 基準部会の検証結果に基づき世帯人員一人当たり月額1,000円を全世界帯に加算する。（特例加算額）
- 当該加算を行ってもなお現行の基準額から減額となる世帯について、現行の基準額を保障する。（経過的加算額）

2. 保護基準改正後世帯類型ごとの生活扶助基準額（抜粋）【1級地—1】

世帯類型	改正前 基準 (A)	改正後基準 (B)		令和5～6年度基準 (B)	
			(A)対比		(A)対比
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、子3～5歳)	146,800円	148,560円	+1.2%	152,900円	+4.2%
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	119,920円	118,900円	-0.9%	120,900円	+0.8%
高齢単身世帯 (65歳)	76,880円	74,250円	-3.4%	76,880円	0.0%
母子世帯 (子1人) (30代親、子小学生)	121,970円	119,309円	-2.2%	122,200円	+0.2%
若年単身世帯 (50代)	77,240円	74,720円	-3.3%	77,240円	0.0%

* 「令和5～6年度基準」は特例加算額と経過的加算額を含む基準額

3. スケジュール・周知方法

令和5年9月25日 生活保護受給世帯へ保護決定通知書・リーフレット等を発送
改正後保護基準の適用・ホームページへ掲載